

イギリス：Victim Support (VS)

視察日：9月18日 13:30～16:00

住所：5-7 Singer Street, London, EC2A 4BQ

視察担当者：川本哲郎、齋藤実

1. はじめに

VS (Victim Support) は、イギリスにおいて、被害者支援を行っている独立の慈善団体である。1974年に設立され、昨年に50周年を迎えたことから分かります、歴史ある指導的な団体である。

1980年代には、活動は全国に広がり、地方自治体レベルで被害者支援体制が確立された。そして、1985年には、全国殺人被害者支援サービス (National Homicide Service) が始まり、1989年には、裁判の証人に対する支援が開始された。

2017年には、イギリスで24/7 (twenty four seven) と言われる、24時間・1週間＝「年中無休で24時間対応」の電話相談サービスが行われるようになった。年間の相談数は1万5千件に達している。

2014年に、政府は、地域のPCC (Police and Crime Commissioner [警察・犯罪コミッショナー]) に、被害者支援の資金管理と支援団体への資金配分を委ねるとする「競争的委託制度」を設けることになった。その際に、VSは、複数の地域において、被害者支援サービスを行えないことになり、また、証人に対するサービスも他の団体に委託されることになった。

イングランド&ウェールズの人口は約6000万人であり、日本の約半分である。地域の被害者支援を担う被害者支援ハブは、各警察管区に設置されており、その数は約40か所である。そのうちの約30はVSが担当しているが、VS以外の支援団体には、今回の視察の対象となったライトハウスやCatch22が含まれており、本報告書において紹介されているように、ここでは、特徴のある支援が展開されている。

2. 支援の内容

VSは、犯罪とトラウマを受ける事件によって影響を受けたすべての人々に対して、無料で守秘義務のある支援を、年中無休の24時間体制で提供している。犯罪を警察に届け出たかどうか、事件がいつ起きたかは問わず、被害者だけでなく、家族、友人なども支援の対象となる。

(1) VSの主たる役割

- ① 安心感を与えること
- ② 情報提供
- ③ 正しいことの確認
- ④ 熟考
- ⑤ 多機関の紹介

(2)具体的な支援

- ① 被害者の権利と、被害者が利用できるサービスを理解してもらうこと
- ② 訓練を受けたスタッフが応対し、被害者が犯罪から受けた影響について語ることできる安全な場所を提供すると同時に、被害者の福祉を向上させる方策を探求すること
- ③ 専門的な援助が必要とされるときは、他のサービスと支援のネットワークにつなぐことなどの援助を行う

(3)VSの基本方針と目標

VSは、被害者の意見を聞き(Listen)、支援を行い(Support)、被害者の権利拡大、地位向上、自立の促進を図る(Empower)。

その結果、被害者は、一人で、犯罪の結果・余波に向き合わなくてもよくなる。¹

(4)支援の対象となる逸脱行為

家庭内虐待や性暴力、ヘイトクライム、交通事件の中で、法的に犯罪とされないものであっても、支援の対象とされることがある。とくに、反社会的行為禁止命令(Anti-social behaviour order)は、迷惑行為を特定し、特定の条件に従わないことを犯罪とするものであるが、将来の反社会的行為から国民を守る目的のために必要と見做される場合は、刑事ではなく民事の処分として課すという特徴を有している。

(5)専門的で高度な支援

これらについては、視察時に、現場の担当者から詳細な説明がなされたことから分かる通り、VSの支援の中でも特色を有するものであり、担当者の育成や支援内容の改善にも力が注がれている。

a. 殺人被害者支援サービス

国からの約10億円の資金で運営されている。対象者は、遺族や事件の目撃者などで、高度な訓練を受けた約100名の専任支援員が、平均1年間の支援を行う。

b. ストーキング被害者支援

殺人被害者支援サービスの一部として、主に家庭外の人間関係(知人や見知らぬ人物)からの事案に対応する。専門的なリスク評価ツールや、スマートフォンアプリ、個人用アラーム、監視カメラなどの装置を用いて、被害者の安全を確保する。また、被害者のメンタルヘルスへの配慮、証拠収集のアドバイスなども行い、被害者を包括的に支援する体制が築かれている。

c. 被害者が多数に上る重大事件

具体的には、2024年に、葬儀社において多数の遺体が不適切に処理されて、遺族に別人の遺灰が渡されるなどの不正が発覚した事件があり、被害者は数百人に達した。このときは、地域の専任ケースワーカーのチームが立ち上げられ、年中無休で24時間対応の

¹ 2025年9月18日の訪問の直前に提供されたWelcome Videoによる。2014年以前の状況については、奥村正雄「イギリスにおける犯罪被害者対策の現状と課題」被害者学研究25号(2015年)89頁以下参照。

専用ヘルプラインも設置された。

3. PCC 設立の影響

2014年にPCC (Police and Crime Commissioner) が設立され、資金管理と被害者支援の資金の配分が司法省 (Ministry of Justice) からPCCに移行されたときに、被害者ハブ形式が確立された。これは、各地域において警察を中心とする被害者ハブを設け、さらに、競争原理を導入し、被害者支援を行う団体が選定されるという形式である。上に述べたように、このときに、VSは、それまで担っていた証人支援を他の団体に委託されるなど、サービス全体に大きな影響が生じることとなったが、これを機に、サービス全体や機関の運営を見直すなどして、支援の質の向上を図り、現在に至っている。

4. 近年の支援内容

2020年に新型コロナのパンデミックの影響もあって、インターネットのWebカメラを使用するライブチャットが導入された。さらに、2024年9月には、無料のモバイル(スマホ)アプリのMy Support Spaceが開発された。そこでは、多くのトピックについて、役に立つアニメと分かりやすい英語で説明がされている。

5. ヨーロッパにおける連携と国際的役割

VSは、ブリュッセルに拠点を置くVictim Support Europeの創設メンバーである14団体の一つであり、イギリスがEUから脱退した後も、有力なメンバーとして活動を継続している。視察時にも、Victim Support Europeがアドボカシー、調査研究、能力強化を推進しており、ヨーロッパにおける権利擁護活動が被害者の権利の発展に極めて重要な役割を果たしてきたことが紹介された。

6. 視察時の様子

2025年の視察当日は、後掲の資料にあるとおり、副最高経営責任者による「組織の概観と資金調達」に始まり、現場で活動する11名の報告者が、VSの活動を詳しく説明された。

取り上げられたテーマは以下の通りである。

- ① 組織の概観と資金調達
- ② 国内の支援サービス：電話相談のサポートラインとライブチャットを担当する全国コンタクトセンターの概要
- ③ 地域支援サービス：ストーキング被害者支援
- ④ 支援サービスモデルと支援の実態：被害者が多数に上る重大事件への対応
- ⑤ 公判前・証人支援サービス
- ⑥ 殺人被害者支援サービス
- ⑦ コミュニケーション・意見

7. 近年の動向

我が国においても、2018年に5つの道県において、犯罪被害者支援の特化条例が制定されたことを契機として、支援活動が向上してきたが、奇しくも、イギリスにおいては、2018年に公刊された①「被害者戦略」(Victims Strategy)を契機として、司法省が、2022年に②「被害者資金獲得戦略」(Victim Funding Strategy)を、2024年に③「被害者支援委託ガイダンス」(Victim Services Commissioning Guidance)を発行し、被害者ハブを中心としたワンストップサービスや多機関連携の仕組みの整備が開始されている。また、①では「連携の重要性」が、②では「省庁横断による資金調達と配分」、③では「競争原理の導入」が議論の中心となっていたことも紹介しておきたい。

本報告書 APCC の項の末尾に述べられているように、2025年11月にPCC制度の廃止が決定されたが、イギリスの政策の転換は迅速であり、また、それほど稀なことでもないので、被害者支援の根幹自体が揺らぐことはないと考えられる。そこで、今後、どのような新しいアイデアが提示されるかに注目したい。また、競争的委託制度については、地域の要望に応えた木目細かな支援を実現するというメリットと、地域間格差が生じるというデメリットが指摘されてきたが、我が国でも、同様の状況は、性犯罪被害者支援の現場において生じているところであり、その点について、イギリスが、どのような総括を行うのかは、検討に値するところであると思われる。

8. おわりに

【日本の被害者支援に生かすべきポイント】

VSは、設立後50年の歴史を有する団体であり、ヨーロッパの犯罪被害者支援の民間団体とも交流しており、世界でも有数の民間支援団体である。イギリスでは、競争原理が導入されたため、VSは、一部のサービスについて、担当から外れることとなったが、それでも、殺人遺族等に特化した支援サービスを展開して、被害者支援全体の質の向上に貢献していることなどは参照されるべきであろう。また、担当を外れた「証人支援サービス」についても、ロンドンでの活動は継続していたので、それが評価されて、来年度からは、再びVSが担当することになったと伝えられているが、そのための努力も高く評価されるべきである。

また、VSは被害者支援を事業として捉えており、その資金確保の方策や、団体自体の組織の在り方について検討を重ねてきたことも、これからの日本では参考になると思われる。とくに、専門的で高度な支援や、最新の技術を活かしたモバイル(スマホ)アプリのMy Support Spaceなどのツールの開発については、学ぶところが多いと思われる。

ヨーロッパでは、民間支援団体の連合組織(Victim Support Europe)が結成されており、イギリスがEUを離脱した後も、VSが委員となって、ヨーロッパ全体の犯罪被害者支援の質の向上に貢献したことも、東アジアの犯罪被害者支援を考えるうえで、大いに参考とすべきであろう。

【所感】

VSは、長い歴史を有しており、ヨーロッパ諸国との交流も盛んである。それゆえに、民間支援団体としての組織の運営に関しても、優れたところが見られる。具体的には、国からの豊富な資金を獲得しており、スタッフの年齢のバランスもとれている。また、活動分野の分担など組織自体の構成・運営には学ぶべきものがあると思われる。今後は、フィンランドのRIKUも含めて、欧米諸国の民間支援団体との交流・連携を深めることによって、我が国の民間支援団体の質の向上を図ることを追求すべきであろう。

さらに、将来は、これまでの海外調査研究の知見を基にして、韓国、台湾、香港などの東アジア地域や、オーストラリア、ニュージーランド、北米のカナダなどについても調査研究を実施して、それらとの交流も検討すべきであると思われる。